

落書き防止に関する条例案について

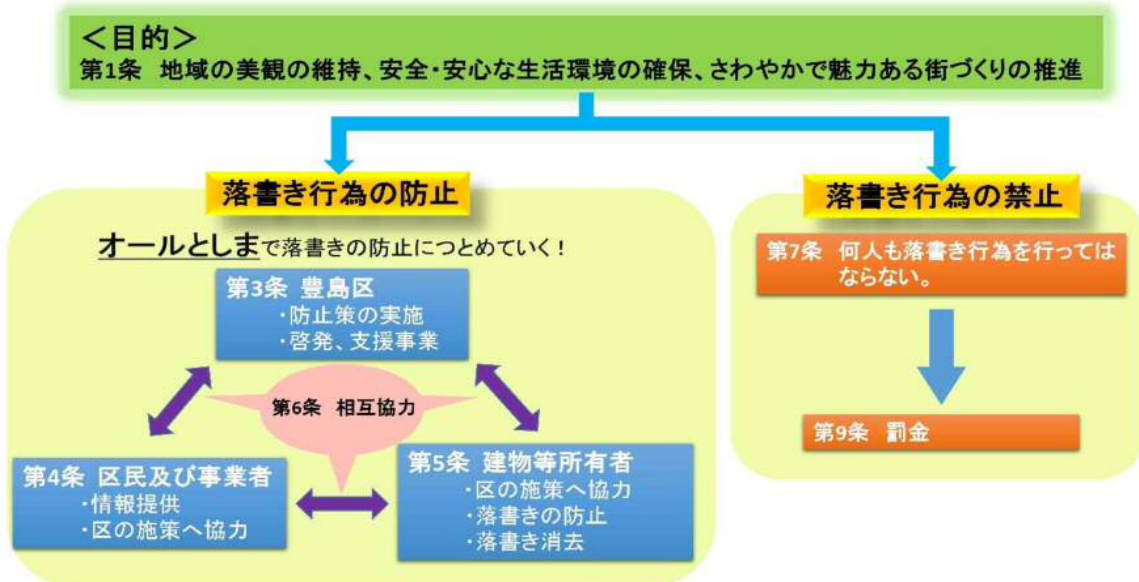
1. 条例の目的

落書き行為が地域的美観を損ない、区民に不安及び不快感を与えることに鑑み、地域的美観の維持及び安全・安心な生活環境の確保並びにさわやかで魅力ある街づくりを推進することを目的とする。

2. 条例の骨子（条立て）

条文	題名	内容
第1条	目的	●地域的美観の維持 ●安全・安心な生活環境の確保 ●さわやかで魅力ある街づくりの推進
第2条	定義	●居住、勤務、在学、滞在、通過者を区民として広く定義している。
第3条	区の責務	●啓発、支援を行う。（努力義務） ●落書き防止策を講ずる。
第4条	区民等及び事業者の責務	●区の施策へ協力 ●区への情報提供（ともに努力義務）
第5条	建物所有者等の責務	●区の施策へ協力 ●落書きされたら自ら消すようにする。（努力義務）
第6条	相互協力	●落書き防止について連携していく。
第7条	落書き行為の禁止	●何人も落書きは行ってはならない。
第8条	委任	
第9条	罰則	●落書き行為を行った者は、罰金に処する。

3. 条例の構造



4. 施行期日

公布の日から

5. スケジュール

スケジュール案	
1月	↓ 条例案の作成
2月	↓ 検察・警察協議
3月	
4月	↓ ・パブリックコメントの実施
5月	
6月	↓ 第二回定例会で審議
7月	